

生活保護基準引下げの見直しを求める会長声明

2021年2月22日、大阪地方裁判所は、2013年8月から3回に分けて国が実施した生活保護基準の引下げが生存権を保障した憲法25条に反するなどとして、保護費を減額した決定の取消しなどを求めた訴訟において、厚生労働大臣の判断には「最低限度の生活の具体化に係る判断の過程及び手続に過誤、欠落があり、裁量権の範囲の逸脱又はその濫用がある」として、保護費の減額決定を取り消す判決を言い渡した。

本判決は、第一に、厚生労働大臣の判断が、石油製品、食料品等の特異な物価上昇が起こった2008年を起点にすると、その後の物価の下落率が大きくなるのが改定時に分かっていたにもかかわらず、同年を下落率比較の起点にしたこと、第二に、厚生労働大臣がデフレ調整の物価下落率として採用した生活扶助相当CPI¹⁾の下落率(-4.78%)が、テレビ、ビデオレコーダー、パソコンなど被保護世帯での支出割合が相当低い教養娯楽耐久財の物価の大幅下落で増幅され、総務省が作成・公表している消費者物価指数の下落率(-2.35%)より著しく大きくなった点で、厚生労働大臣の判断がいずれも統計などの客観的な数値等との合理的関連性や専門的知見との整合性を欠いていると指摘した。

生活保護基準は、憲法25条が保障する「健康で文化的な最低限度の生活」の基準であり、最低賃金、地方税の非課税基準、各種社会保険制度の保険料や一部負担金の減免基準、就学援助などの諸制度と連動している。生活保護基準の引き下げは、生活保護利用世帯の生存権を直接脅かすとともに、生活保護を利用していない市民生活全般にも多大な影響を及ぼすものである。折しも、昨年来の新型コロナウイルス感染症拡大の影響が長期化し、市民生活の困窮が深刻化し自殺者数の増加が懸念される中、セーフティネットである生活保護制度の重要性が再認識され、その適用の拡大のための方策が打ち出されてきたところである。ⁱⁱ⁾

当会は、毎年12月に日弁連と共催で全国一斉生活保護ホットラインを実施し、生活保護制度が適切に運用されるよう助言や支援を行い、また生活保護制度の趣旨を損なう生活保護法の改正に反対する会長声明を発表するなどしてきた。ⁱⁱⁱ⁾

当会は、国に対し、今般の判決を踏まえて現在の生活保護基準を見直し、少なくとも2013年8月以前の生活保護基準に戻すことを求めるとともに、今後とも生活保護制度の改善と充実のための相談や支援、提言活動等を積極的に行っていく決意を、ここに改めて表明する。

2021年(令和3年)3月23日

宮崎県弁護士会

会長 成見 暁子



ⁱ⁾ 2013年1月に厚生労働省が独自に作成して公開した消費者物価指数

ⁱⁱ⁾ 厚生労働省社会・援護局保護課事務連絡令和2年4月7日「新型コロナウイルス感染防止等のための生活保護業務等における対応について」、同令和2年9月11日「現下の状況における適切な保護の実施について」等

ⁱⁱⁱ⁾ 2018年9月26日「生活保護法63条に基づく返還債権を非免責債権化し、差押えや生活保護費からの天引きなどにより徴収することを可能とする生活保護法改正に反対する会長声明」等